

## 秋田市医師会奨学金貸与規程施行細則

秋田市医師会奨学金規程施行細則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田市医師会奨学金貸与規程（平成31年3月28日秋田市医師会長決裁。以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、秋田市医師会奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与に関し必要な細目事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 規程第3条の規定により奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、奨学金貸与申請書（様式第1号）を一般社団法人秋田市医師会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 前年度の成績証明書
- (4) 副保証人の住民票

(審査会の委員及び審査方法)

第3条 規程第4条第1項の審査会の委員は、一般社団法人秋田市医師会理事、兼任副学校長その他関係者のうちから若干名を会長が指名するものとする。

2 申請案件については、審査会の委員の出席により開催する会議又は持ち回りの審査により貸与の可否を判断するものとする。

(貸与決定通書及び貸与契約書)

第4条 規程第4条第3項の規定による、奨学金を貸与することと決定した旨の通知は奨学金貸与決定通知書（様式第2号）に、貸与契約は奨学金貸与契約書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の貸与契約の締結により奨学金の貸与を受けた学生は、奨学金受領証書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

(口座振込による奨学金の受領)

第5条 規程第6条第4項の規定により奨学金を口座振込で受領しようと

するときは、あらかじめ奨学金振込口座届出書（様式第5号）を提出するものとする。

（貸与契約解除通知書）

第6条 規程第7条第2項の規定による奨学金貸与契約を解除する旨の通知は、奨学金貸与契約解除通知書（様式第6号）によるものとする。

（貸与中止等通知書）

第7条 規程第8条第2項の規定による奨学金の貸与を休止し、又は保留する旨の通知は、奨学金貸与休止等通知書（様式第7号）によるものとする。

（奨学金の返還手続）

第8条 規程第9条の規定により奨学金を返還しなければならない者は、貸与を受けた奨学金に係る奨学金借用証書兼返還明細証書（様式8号）を直ちに会長に提出しなければならない。

2 奨学金の返還月額が1万5千円、返還回数は40回とする。ただし、賞与時の返還等を約することにより、返還月額及び返還回数を調整することができる。

（返還方法の変更手続）

第9条 規程第10条第1項の規定による奨学金の返還方法を変更する申請は、奨学金返還方法変更申請書（様式第9号）によるものとする。

2 規程第10条第2項の規定による奨学金の返還方法を認める旨の通知は、奨学金返還方法変更承認通知書（様式第10号）によるものとする。

（返還猶予の申請手続）

第10条 規程第11条第1項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、次に掲げる関係書類を添付し、奨学金返還猶予申請書（様式第11号）を会長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書

(2) 医師若しくは歯科医師の診断書又は市町村長による罹災証明書

2 規程第11条第2項の規定による奨学金の返還の猶予を認める旨の通知は、奨学金返還猶予承認通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還金の減免の申請手続）

第11条 規程第12条第1項の規定により当該奨学金の貸与に係る返還金の減免を受けようとする者は、次に掲げる関係書類を添付し、奨学金貸与に係る返還金減免申請書（様式第13号）を会長に提出しなければならない。

(1) 死亡診断書

(2) 医師又は歯科医師の診断書

2 規程第12条第2項の規定による当該奨学金の貸与に係る返還金の減免を認める旨の通知は、奨学金貸与に係る返還金減免承認通知書（様式第14号）によるものとする。

（住所等変更届出書）

第12条 規程第13条第1項から第3項までの規定による届出は、住所等変更届出書（様式第15号）によるものとする。

（遅延利息の割合）

第13条 規程第14条の規定による遅延利息は、当該返還すべき日の翌日から返還のあった日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（委任）

第14条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 秋田市医師会奨学金貸与規程施行細則（平成31年3月28日秋田市医師会長決裁。以下「新細則という。」）の施行の際現に秋田市医師会奨学金規程施行細則（以下「旧細則」という。）第2条の規定に基づきなされた申請については、新細則第2条の規定に基づきなされたものとみなす。

3 新細則の施行の際現に旧細則第3条の規定に基づき奨学金の返還に係る書面が提出されている場合は、当該奨学金の返還に関する規定の適用

については、なお従前の例による。